

令和6年度

第3回 香川県公共事業評価委員会

令和6年9月3日

目 次

【総括資料】

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価実施要領	3
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	6
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	8
○ 事後評価対象事業総括表	10
○ 社会資本総合整備計画等の事後評価について	12
○ 地域再生計画の中間評価について	16
○ 社会資本整備総合交付金交付要綱等	18

【別添資料】

○ 東かがわ市の漁港における海岸耐震対策	資料－7
○ 文化と芸術が織りなす活力あるみなとづくり計画	資料－8
○ 活力のある香川の港づくり	資料－9
○ 安全安心で活力のある香川の港づくり（防災・安全）	資料－10
○ 高松市における安心・安全な港づくり（防災・安全）	資料－11
○ 坂出市における港の安全性の向上（防災・安全）	資料－12
○ 活力ある多度津の港づくり	資料－13

令和6年度 第3回 香川県公共事業評価委員会

議 事 次 第

日 時：令和6年9月3日（火）13：30～

場 所：高松港旅客ターミナルビル 7階会議室

- 1 開 会
- 2 事後評価の審議
○事後評価の説明及び質疑応答（事後評価対象番号7～13）
- 3 その他
- 4 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和6年9月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学創造工学部教授学部長	末永 慶寛
佐藤好美建築工房主宰	佐藤 好美
(株)人間科学研究所所長	池田 弘子
香川大学経済学部准教授	福村 晃一
(一社)香川経済同友会専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部准教授	玉置 哲也

以上 7委員(敬称略・順不同)

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

香川県公共事業評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

(意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

令和6年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)

評価対象番号	事業名	事業主体	事業実施箇所	着手年度	事業完了予定年度	継続計画	資料名
7	農山漁村地域整備計画 東かがわ市の漁港における海岸耐震対策	東かがわ市	東かがわ市	2019 (R元)	2023 (R5)	有	【資料7】
8	港整備推進交付金計画 文化と芸術が織りなす活力あるみなとづくり計画	高松市	高松市	2021 (R3)	2025 (R7)	有 中間評価	【資料8】
9	社会資本総合整備計画 活力のある香川の港づくり	香川県	高松市	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料9】
10	社会資本総合整備計画 安全安心で活力のある香川の港づくり(防災・安全)	香川県	高松市外 5市町	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料10】
11	社会資本総合整備計画 高松市における安心・安全な港づくり (防災・安全)	高松市	高松市	2020 (R2)	2023 (R5)	無	【資料11】
12	社会資本総合整備計画 坂出市における港の安全性の向上(防災・安全)	坂出市	坂出市	2020 (R2)	2024 (R6)	有	【資料12】
13	社会資本総合整備計画 活力ある多度津の港づくり	多度津町	多度津町	2020 (R2)	2023 (R5)	無	【資料13】

評価対象番号1～6は第1回委員会で審議済み

令和6年度 事業評価【事後評価】対象事業総括表(交付金事業)【詳細版】

令和6年9月現在

所属	No.	① 事業名 (計画の名称)	② 事業 主体	③ 全体 事業費 (百万円)	④ 着手 年度	⑤ 完了 年度	⑥ 継続 計画	⑦ 計画の目標	⑧ 事業概要	⑨ 事業効果の発現状況	⑩ 要素事業の進捗状況	⑪ 定量的指標	⑫ 定量的指標の現況値及び目標値			⑬ 実現状況		⑭ 今後の方針	備考
													単位	当初 現況値	最終 目標値	達成値	達成率		
水産課	7	農山漁村地域整備計画 東かがわ市の漁港における 海岸耐震対策	東かがわ市	250	2019 (R元)	2023 (R5)	有	漁港地域を対象に海岸耐震対策を実施することにより、背後集落の安全・安心な市民生活を確保する。	防潮堤 L=245m 胸壁 L=462m 陸間 N=13基	【十分な効果が期待できる】 海岸保全施設の整備により、地震・津波の発生に伴う浸水被害から背後集落を防護することが可能となった。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100%	防護面積18.0haの確保	ha	0.0	18.0	18.0	100%	令和8年度より二期工事着手予定。	【資料7】
水産課	8	港整備推進交付金計画 文化と芸術が織りなす活力あるみなとづくり計画	高松市	939	2021 (R3)	2025 (R7)	有 中間 評価	4港(3港湾・1漁港)を一体的に整備することにより、瀬戸内国際芸術祭への円滑な来訪を確保するとともに、来訪者等の観光客への地域水産物の安定的な提供を図り、併せて、瀬戸内国際芸術祭のPR・関連イベントや「オーリーブハマチ」等の水産物のブランド普及拡大を行い、地域経済の活性化を図る。	・大島港 港湾改修:一式 ・女木港 防舷材改良:2基 ・男木港 防舷材改良:1基 ・庵治漁港 浮桟橋改修:一式	【十分な効果があった】 ・4港(3港湾、1漁港)の整備を進めており、指標1・指標2において、中間目標値(指標1については、最終目標値も)上回っていることから、目的である地域経済の活性化への基盤となる本計画における一連の施設整備は、一定の効果があったものと考えられる。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 58.3% ・地域再生計画の軽微な変更変更を踏まえた、実施事業の進捗は計画通り進捗した。	指標1: 男木島、女木島、大島への来島者 (中間目標値:13.4万人) 指標2: 庵治漁港への陸揚げ量 (中間目標値:1778t/年)	万人 t/年	13.3 1778	13.7 1778	15.4 1859	112% 105%	【継続】 ・中間目標値を達成しているため、今後も継続して整備を行い、事業効果を早期に発現できるよう努める。	【資料8】 中間評価
港湾課	9	社会資本総合整備計画 活力のある香川の港づくり	香川県	1,010	2020 (R2)	2024 (R6)	有	港湾労働者、港湾利用者のための広場、遊歩道、緑地等の整備を行うことにより、活力ある港づくりを行う。	・シンボル緑地(玉藻地区) A=10,000㎡ ・休息・修景緑地(朝日地区) A=7,000㎡ ・レクリエーション・修景緑地(香西地区) A=7,000㎡	【一定の効果があった】 ・広場、遊歩道、緑地等の一部が整備完了したことにより、施設整備割合が向上した。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 75.2% ・進捗率(事業費)は75.2%であるが、定量的指標の達成率が95%であることから、概ね計画通り進捗している。	広場、遊歩道、緑地等の施設整備割合の向上	%	0	100 (24,000m2 / 24,000m2)	95 (22,800m2 / 24,000m2)	95%	【継続】 ・遊歩道等の工事を行い、港湾労働者、港湾利用者が利用できる施設整備割合の向上に努める。	【資料9】
港湾課	10	社会資本総合整備計画 安全安心で活力のある香川の港づくり(防災・安全)	香川県	1,677	2020 (R2)	2024 (R6)	有	地域物流と海上交通の拠点となる港湾施設の改良を行うことにより、安全安心で活力のある香川の港づくりを行う。	・港湾施設の改良・補修:22施設	【一定の効果があった】 ・港湾施設を改良・補修することにより、港湾施設が安心・安全で効率的に利用できるようになった。	【計画通り進捗】 【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 84.1% ・進捗率(事業費)は84.1%である。全ての事業箇所について事業着手済みであり、概ね計画通り進捗している。	施設の改良等が必要な港湾施設に対し、対策を実施した港湾施設の割合	%	0	100 (22施設 / 22施設)	54 (12施設 / 22施設)	54%	【継続】 ・新技術活用を検討を行う等コスト削減を図るとともに港湾施設の改良・補修を引き続き行い、港湾施設の改良・補修を引き続き行い、安全で安心して利用できる施設の確保を図る。 ・計画目標通りの予算確保に努める。	【資料10】
港湾課	11	社会資本総合整備計画 高松市における安心・安全な港づくり(防災・安全)	高松市	136	2020 (R2)	2022 (R4)	無	地域の生活に密着した市管理港湾において、港湾施設の改良を行うことにより、安心・安全な利用ができる港づくりを行う。	・防波堤改良:72m ・中央物揚場改良:78m ・西物揚場改良:35m	【十分な効果があった】 ・港湾施設の長寿命化及び安全性の確保に寄与した。 ・令和5年度から一部(68m)補助事業に移行し、老朽化対策を実施するため、交付金事業としての老朽化対策は117mで完了とした。	【計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100% ・令和5年度から一部(68m)補助事業に移行し、老朽化対策を実施するため、交付金事業としての老朽化対策は117mで完了とした。	防波堤等の港湾施設の改良・補修を実施した割合	%	0	100 (185m / 185m)	63 (117m / 185m)	100%	【完了】 ・令和4年度をもって交付金事業での老朽化対策は完了した。(令和5年度繰越あり) ・令和5年度からは補助事業の港湾メンテナンス事業(統合補助)で老朽化対策を実施する。	【資料11】 令和5年度からは、港湾メンテナンス事業(統合補助)に移行し実施する。
港湾課	12	社会資本総合整備計画 坂出市における港の安全性の向上(防災・安全)	坂出市	1,626	2020 (R2)	2024 (R6)	有	・港湾施設の改良を実施し、施設の安全性を向上させる。	・岸壁の改良 8 施設	【一定の効果があった】 ・既存港湾施設を改良することにより、安全に利用することができるようになった。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 17%(8施設のうち6施設済) ・岸壁利用者との調整ができなかったため、また予算確保が十分でなかったため進捗が遅れている事業もあるが、概ね計画通り進捗している。 ※事業費の大きい東運河岸壁を除いた場合 ・進捗率(事業費ベース) 96%(7施設のうち6施設済)	改良工事の実施割合の向上 (機能確保率)=(対象施設のうち安全に利用可能な施設延長/改良が必要な全延長)	%	0	100 (1,890m / 1,890m)	80.3 (1,517m / 1,890m)	80.3%	【継続】 港湾施設の改良について引き続き実施し、施設の計画的な維持管理及び安全確保を図る。	【資料12】
港湾課	13	社会資本総合整備計画 活力ある多度津の港づくり	多度津町	200	2020 (R2)	2023 (R5)	無	本町の島嶼部である高見島及び佐柳島の船揚場は漁船の大型化により使用ができず、島内の漁船は島外でメンテナンスや補修を行っているため、漁業従事者にとって労力やコスト面において大きな負担となっており、高齢化や後継者不足を含め、今後、漁業が衰退する要因となることが懸念される。 このような中、高見港での船揚場の整備は漁業従事者の労力やコスト軽減を図り、適正なメンテナンスや漁業の担い手の確保を目指す。	船揚場 L=15.0m,泊地(-2.0m) A=250.0㎡	【一定の効果があった】 ・船揚場の新設により現在の漁船の大型化に対応できるようになり、島外で補修やメンテナンスをせざるを得なかった漁船が島内で行うことができるようになり、漁業を営める基盤を作ることができた。	【概ね計画通り進捗】 ・進捗率(事業費ベース) 100% ・実施事業の進捗は概ね計画通り進捗した。	港内における漁船数を調査する。	隻	33	70	53	54%	【完了】	【資料13】

社会資本総合整備計画等の 事後評価について

社会資本整備総合交付金事業について

概要

- ◆国土交通省所管の個別補助金を一つの交付金に原則一括化し、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設
- ◆地方公共団体が地域の課題を自ら抽出して作成する「社会資本総合整備計画」に基づき、計画の目標実現のための、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業等を総合的・一体的に支援（ハード・ソフトの両面からトータル支援）
- ◆社会資本総合整備計画に位置付けられた事業の範囲内で国費を自由に充当可能

社会資本総合整備計画書

目標実現のため
複数の事業を
パッケージ化して採択

基幹事業

○基幹となるハード整備
（道路、治水、港湾、下水道、都市公園、住環境整備 等々）

関連事業

○基幹事業と一体的に行う他種のハード整備
（関連する各種の社会資本整備事業）

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業等と一体となって、
基幹事業の効果を一層高める事業（ソフト事業を含む）

- ★計画の名称
- ★計画(パッケージ)の目標
- ★計画の期間（概ね3～5年で設定）
- ★目標達成のため必要な交付対象事業
- ★全体事業費
- ★事業効果の把握及び評価に関する事項
（定量的な成果指標：現況値 ⇒ 中間目標値 ⇒ 最終目標値）

事後評価(計画期間終了時)

- ①要素事業の進捗
- ②事業効果の発現状況
- ③最終目標値の達成状況
- ④今後の方針

香川県
公共事業
評価委員会

事後評価の結果を次期計画に反映
同種事業の計画策定・事業運営に反映

事後評価書（見本）

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）

事後評価書

計画の名称	1 総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）		交付対象	香川県、東かがわ市、多度津町、土庄町、坂出市、善通寺市、小豆島町、宇多津町、さぬき市、高松市、丸亀市、三豊市、観音寺市、まんのう町
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）			
計画の目標				

見本

⑨事業効果の発現状況

1. 事業効果の発現状況 : 十分な効果があった（一定の効果があった・効果がなかった）

土砂災害から保全される人家が1,010戸、災害時要援護者施設が4箇所増加するといった効果や、地元説明会を行うことによって、県民の方々に土砂災害に対する認識を深めていただけたといった定性的な効果も確認した。効果促進事業においても、各市町の土砂災害ハザードマップが完成・各家庭に配布され、自治会の集会などで自宅付近の危険箇所や避難場所等を確認したり、近隣に完成した砂防施設の効果を認識していただくなど、一体的に実施した成果を確認した。

⑫～⑬最終目標値の達成状況

計画の成果目標（定量的指標）																														
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害を受ける恐れのある人家 1,161戸を保全する。 土砂災害を受ける恐れのある災害時要援護者施設 6箇所を保全する。 																														
定量的指標の定義及び算定式																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">達成率</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H22当初)</th> <th>中間目標値 (H24末)</th> <th>最終目標値 (H26末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数</td> <td>目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸</td> <td>14,568 戸</td> <td>14,951 戸</td> <td>87.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数</td> <td>目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所</td> <td>57 箇所</td> <td>61 箇所</td> <td>66.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)	砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸	87.0%		砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所	66.7%	
	定量的指標の現況値及び目標値			達成率	備考																									
	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)																											
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される人家数	目標値: 13,790 戸 達成値: 14,800 戸	14,568 戸	14,951 戸	87.0%																										
砂防施設の整備に伴い土砂災害から保全される災害時要援護者施設数	目標値: 55 箇所 達成値: 59 箇所	57 箇所	61 箇所	66.7%																										
全体事業費	合計 (A+B+C)	538百万円	A	517百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	3.90%	進捗率 (事業費ベース)	55.0%																		
実施事業費	合計 (A+B+C)	296百万円	A	275百万円	B	百万円	C	21百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	7.09%																				

計画通り進捗しなかった理由

⑩各要素事業の進捗状況

交付対象事業																			
A1 砂防事業																			
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)						全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26						
1-A1-1	砂防	一般	香川県	直接	-	上日開谷川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	東かがわ市						82	20	24.4%	予算が確保できなかった		
1-A1-2	砂防	一般	香川県	直接	-	大楯川通常砂防事業	砂防堰堤工2基	東かがわ市						200	20	10.0%	用地難航箇所		
1-A1-3	砂防	一般	香川県	直接	-	森兼川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	東かがわ市						112	112	100.0%			
小計(砂防事業)														394	152	38.6%			
A2 地すべり対策事業																			
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	市町名	事業実施期間(年度)						全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考	
									H22	H23	H24	H25	H26						
1-A2-1	地すべり	一般	香川県	直接	-	横畑地区地すべり対策事業	横ボーリング工、アンカー工	仲多度郡まんのう町						81	81	100.0%			
1-A2-2	地すべり	一般	香川県	直接	-	絵地区地すべり対策事業	横ボーリング工	高松市						42	42	100.0%			
小計(地すべり対策事業)														123	123	100.0%			
合計														517	275	53.2%			
B 関連社会資本整備事業																			
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接/間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)						全体事業費(百万円)	実施事業費(百万円)	進捗率	備考
										H22	H23	H24	H25	H26					
合計																			
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考			

実際の実施期間を記載

事後評価書（見本）

C 効果促進事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26				
1-C1-1	計画・調査	一般	東かがわ市	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	東かがわ市における土砂災害ハザードマップの作成	東かがわ市						3	3	100.0%	見本
1-C1-2	計画・調査	一般	多度津町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	多度津町における土砂災害ハザードマップの作成	多度津町						14	14	100.0%	
1-C1-3	計画・調査	一般	土庄町	直接	-	ハザードマップ	ハザードマップ作成	土庄町における土砂災害ハザードマップの作成	土庄町						4	4	100.0%	
合計															21	21	100.0%	
番号	一体的に実施することにより期待される効果																	備考
1-C1-1	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	
1-C1-2	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	
1-C1-3	ハザードマップの公表により、災害時における住民の適切な対応を促し、土砂災害の軽減を図る。																	

その他関連する事業										事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	実施事業費 （百万円）	進捗率	備考
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）	事業内容・規模等	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26					
A'	砂防	一般	香川県	直接	-	西谷上川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	高松市						45	45	100.0%		
	砂防	離島	香川県	直接	-	平野川西川通常砂防事業	砂防堰堤工1基	小豆郡小豆島町						25	0	0.0%	予算が確保できなかった	
	総流防	一般	香川県	直接	-	香川西部圏域総合流域防災事業	法面工1式	仲多度郡多度津町						38	38	100.0%		
合計															108	83	76.9%	

A'	108百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	3.25%
A'	83百万円	B'		C'		$(C+C') / ((A+A')+(B+B')+(C+C'))$	5.54%

要素事業の事業進捗

計画通り進捗（概ね計画通り進捗 ・ 進捗が不十分）

- 一部、予算確保が十分でなかったため進捗が遅れているところもあるが、ほぼ計画通り進捗している。
- 用地難航箇所においては、地権者に対する説明回数を増やし、ようやく納得していただいた。

⑩進捗状況(まとめ)

2. 今後の方針

継続（計画見直し ・ 完了）

- 整備計画としての適切性の評価による次計画での見直し事項
- 遅延対策
- 次計画における改善策（目標値が達成できなかった場合）

⑭今後の方針

地域再生計画の 中間評価について

地方創生港整備推進交付金と地域再生計画

地方創生港整備推進交付金

- 地方創生推進交付金の1つ
 - 地域の経済基盤の強化又は生活環境整備のため、特に地域の海上輸送及び水産業を通じた地域経済の振興を図ることを目的
 - 地域の交流促進や防災安全といった地域レベルの共通課題への対応に必要となる
重要港湾又は地方港湾の港湾施設
第1種又は2種漁港の漁港施設
- 一体整備を支援

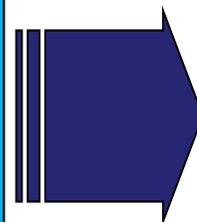
地域再生計画

- 地方創生港整備推進交付金を活用するためには、地方公共団体等により、地域の実情に応じて地域再生の目標及び地域再生を図るために行う事業等を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要

- 地域再生計画の名称
- 地域再生計画の作成主体の名称
- 地域再生計画の区域
- 地域再生計画の目標
- 地域再生を図るために行う事業
- 計画期間
- 目標の達成状況に係る評価に関する事項
(中間年度⇒ 中間評価、終了年度⇒事後評価)

中間評価事項

- ① 事業の進捗状況
- ② 地域再生計画の目標に掲げる中間目標値の実現状況
- ③ 今後の方針等



香川県公共事業
評価委員会へ諮問

社会資本整備総合交付金交付要綱等

○ 社会資本整備総合交付金交付要綱【R6. 3. 29】	19
○ 社会資本総合整備計画について【R5. 9. 22】	38
○ 地方創生推進交付金制度要綱【R4. 3. 25】	43
○ 農山漁村地域整備交付金実施要綱【R4. 4. 1】	50
○ 農山漁村地域整備交付金実施要領【R6. 4. 1】	58

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成 22 年 3 月 26 日 制 定
令和 6 年 3 月 29 日 最終改正

第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第 3 定義

一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本整備総合計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2

- 2号。以下「都市再生法」という。)第46条第1項の都市再生整備計画(以下単に「都市再生整備計画」という。)に基づく事業等)
- ⑪ 広域活性化事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。)第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画(以下「広域活性化計画」という。)に基づく事業及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の離島振興計画に基づく事業等)
 - ⑫ 都市公園・緑地等事業(都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業)
 - ⑬ 市街地整備事業(土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業)
 - ⑭ 都市水環境整備事業(良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業)
 - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。)第6条第1項の地域住宅計画(以下単に「地域住宅計画」という。)に基づく事業等)
 - ⑯ 住環境整備事業(良好な居住環境の整備に関する事業)
 - ⑰ 地域公共交通再構築事業(地域公共交通ネットワークの再構築に関する事業)
- ロ 防災・安全交付金事業(社会資本総合整備計画の目標(命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。)の実現(以下「防災・安全対策」という。)のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。)
- ① 道路事業(一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
 - ② 港湾事業(港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。)
 - ③ 河川事業(一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業)
 - ④ 砂防事業(砂防工事に関する事業)
 - ⑤ 地すべり対策事業(国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業)
 - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業(急傾斜地崩壊防止工事に関する事業)
 - ⑦ 水道(水道施設の新設、増設又は更新に関する事業)・下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事

業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)

- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生整備計画に基づく事業等のうち、地域の防災性の向上を図る事業に限る。）
（⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第15号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第19

3号)第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。)から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。)

ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額(都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業(都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。)を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額)は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とする。)

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ④ 附属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

第7 単年度交付限度額

- 1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額(以下「単年度交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C + D)$$

ここで、A、B、C、Dは、それぞれ

A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

D：社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第Ⅲ編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A_j ：要素事業 j の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

α_j ：要素事業 j に係る国費率

l ：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B_j ：要素事業 j の当該年度の事業費

β_j ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。）

m ：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C_j ：要素事業 j の当該年度の事業費

γ_j ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n ：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

$$D = \sum_{j=1}^p (\phi_j \times D_j)$$

D_j : 要素事業 j の当該年度の事業費

ϕ_j : 要素事業 j に係る国費率

p : 社会資本総合整備計画に位置づけられた社会資本整備円滑化地籍整備事業である要素事業の数

- 2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第9第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
 - 一 計画の名称
 - 二 計画の目標
 - 三 計画の期間
 - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
 - 六 老朽化対策を行う事業（この要綱において、附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合においては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況
 - 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法第2

条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものも含む。以下この号において同じ。）の費用便益比（なお、費用便益比を算出する基幹事業については附属第Ⅱ編において定めるものとする。）

八 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項

九 交付対象事業の執行状況に関する事項

十 その他必要な事項

2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること

二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること

三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること

四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること

五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること

六 第1項第7号の規定により費用便益比を算出する基幹事業以外の事業や、費用便益比のみでは事業の効果を適切に表現できない事業について、その事業によって期待される効果等を記載するよう努めること

3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。

4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

第9 交付申請等

1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事

項は、別に定める。

第15 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
 - 一 都市再生整備計画
 - 二 地域住宅計画
 - 三 広域活性化計画
 - 四 みなと振興計画
 - 五 地域活力基盤創造計画
 - 六 都市公園等統合補助事業計画
 - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
 - 八 古都保存事業計画
 - 九 緑地保全等事業計画
 - 十 緑地環境整備事業計画
 - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
 - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(旧要綱の失効)
- 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。

(経過措置)

- 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知）の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成20年4月1日付け国北参第1-2号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
- 6 第2項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなと振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第6第2号ロに規定する社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則（平成22年11月26日付け国官会第1630号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付国官会第2625号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日付け国官会第 2626 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日付け国官会第 873 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前に附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第Ⅱ編第 1 章第 16－（10）第 5 第四号及び附属第Ⅲ編第 1 章第 16－（10）第 1 第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日付け国官会第 1964 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 12 月 27 日付け国官会第 2259 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日付け国官会第 3283 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第 2 号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第 6 第 2 号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 （平成 24 年 12 月 4 日付け国官会第 2205 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 2 月 26 日付け国官会第 2911 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
（経過措置）
- 2 要綱本編第 6 第一号ロ並びに同規定に係る附属第 I 編、第 II 編及び第 III 編の規定は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）（以下「平成 24 年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成 24 年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第 6 第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成 23 年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成 24 年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号ロ括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号ロに規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成26年2月6日付け国官会第2581号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 （平成26年3月28日付け国官会第3212号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年8月1日付け国官会第693号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日付け国官会第2249号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成27年2月3日付け国官会第2705号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第99号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、要綱本編第8第1項第6号及び第4項の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4197号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の要綱本編第8第1項第7号及び第9号に掲げる事項については、平成29年3月31日までの間（第7号に掲げる事項については、平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは平成30年3月31日までの間）、整備計画に記載することを要しない。

附 則（平成28年9月1日付け国官会第1477号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年10月7日付け国官会第1771号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4354号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1（2）ロの規定の適用については、当該計画の計画期間内に

限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)に該当する復興事業等として実施する道路事業の国費率については、改正後の附属第Ⅲ編第1章イ第1-(1)表1-(1)-2、附属第Ⅲ編第1章ロ第1-(1)表1-(1)-2及び附属第Ⅲ編第2章第2(2)表1-(1)-3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月26日付け国官会第347号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月15日付け国官会第712号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日付け国官会第25号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 附則(平成29年3月31日付け国官会第4354号)第2項は廃止する。

附 則 (平成30年7月13日付け国官会第3676号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月15日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日付け国官会第14448号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則 (平成31年2月7日付け国官会第18577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日付け国官会第22339号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日付け国官会第24306号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月9日付け国官会第18067号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日付け国官会第29901号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月4日付け国官会第14940号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月7日から施行する。ただし、附属第Ⅲ編第2章第3(1)の改正規定は、令和2年9月29日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日付け国官会第21238号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日付け国官会第27233号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け国官会第28955号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月14日付け国官会第11620号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日付け国官会第12408号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日付け国官会第16066号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日付け国官会第23929号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日付け国官会第7532号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則 (令和4年11月17日付け国官会第14191号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日付け国官会第14807号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け国官会第24463号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年度までに国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた住宅・建築物省エネ改修推進事業についての改正前の附属第Ⅲ編第1章イ-15-(1)、イ-16-(20)、ロ-15-(1)、ロ-16-(20)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和5年5月19日付け国官会第1274号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則 (令和5年9月22日付け国官会第16027号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、この通知の施行の際現に国に提出されている社会資本総合整備計画に定められた関連社会資本整備事業についての改正前の要綱本編第6第2号イ及び附属第Ⅲ編第2章第1(2)の規定の適用については、当該計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。

附 則 (令和5年11月29日付け国官会第18600号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

附 則 (令和6年1月25日付け国官会第20455号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け国官会第26991号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1 社会資本総合整備計画について

- 1 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添の「社会資本整備総合交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）本編第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）の国土交通大臣に対する提出は、様式1により作成した書面に、整備計画及び参考図面を添付して、地方整備局等（北海道の区域にあっては北海道開発局開発監理部、沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局開発建設部、その他の区域にあっては各地方整備局企画部をいう。以下同じ。）を経由することにより行うものとする。
- 2 整備計画は、交付要綱本編第8第1項各号に掲げる事項について、様式2により、記載例を参考に作成するものとする
- 3 第1項に規定する「参考図面」とは、社会資本整備総合交付金を充てて実施しようとする交付対象事業及びその他の関連する事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。この際、効果促進事業を行う場合においては、当該事業の内容が交付要綱本編第6第2号ロ①から④までに掲げる事項に該当しないものであることが分かるよう、整備計画に具体的な事業の内容を明示するよう留意することとする。
- 4 二以上の地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して取りまとめた整備計画を提出するものとする。
- 5 第1項及び前項の規定は、地方公共団体等が、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて整備計画を国土交通大臣に提出した後、当該整備計画を変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様式1」とあるのは「様式3」と読み替えるものとする。
 - 一 整備計画の廃止
 - 二 整備計画の期間の変更
 - 三 整備計画の目標の変更
 - 四 整備計画の全体事業費の変更
 - 五 要素事業の新設又は廃止
 - 六 老朽化対策を行う事業（交付要綱附属第Ⅱ編において長寿命化計画の策定を交付対象要件としている基幹事業をいう。）が要素事業にある場合にあっては、当該要素事業の実施対象施設における長寿命化計画の策定状況の変更
- 七 基幹事業（関連社会資本整備事業のうち、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げるもの（各号（第2号から第4号まで及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に

規定する公営住宅に限る。) から第3号までに掲げるものも含む。) の費用便益比の変更

- 6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条の交付金（同法第83条の規定の適用による交付金を含む。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの法律（法律に基づく命令等を含む。）に規定する都市再生整備計画、立地適正化計画、地域住宅計画又は広域的地域活性化基盤整備計画（以下「都市再生整備計画等」という。）の記載事項のうち、交付要綱本編第8第1項第1号から第9号までに掲げる事項以外のものを同項第10号の事項として整備計画に記載するものとする（地域再生法第6条の2第4項の規定により都市再生整備計画等の提出があったとみなされる場合を除く。）。
- 7 交付要綱の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けるため計画等の作成が必要とされる事業（前項に規定する交付金に係る事業を除く。）について、社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、当該計画等の記載事項を整備計画に記載するものとする。
- 8 地方公共団体等が国庫債務負担行為を設定して行うことを希望する交付対象事業については、交付要綱本編第8第1項第10号の事項として、当該事業の名称に加え、当該事業に充てるべき交付金の充当先を変更しない前提で、国庫債務負担行為の設定を希望する旨を整備計画に記載するものとする。

第2 実施に関する計画について

- 1 社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、毎年度、様式4により作成した書面に、当該地方公共団体等に係る当該年度の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を添付して、これを地方整備局等を経由して国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 2 実施計画は、当該地方公共団体等に係る当該年度の単年度交付限度額の算定に用いる要素事業ごとの国費の額（以下「基礎額」という。）を明記した計画とし、様式5により、記載例を参考に作成するものとする。
- 3 二以上の地方公共団体等が、一の整備計画に基づき社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、当該関係地方公共団体等が協議して各主体別に作成した実施計画を提出するものとする。この場合、整備計画を取りまとめた地方公共団体等は、あらかじめ、毎年度の社会資本整備総合交付金の実施に係る地方公共団体等別の内訳表（以下「団体別内訳表」という。）を作成し、様式6により作成する書面にこれを添付して、地方整備局等を経由することにより国土交通大臣あてに提出するものとする。
- 4 団体別内訳表は、様式7により作成するものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定は、地方公共団体等が、これらの規定に基づき、実施計画及び団体別内訳表を国土交通大臣に提出した後、これを変更する場合（次に掲げる場合に限る。）に準用する。この場合において、第1項中「様

式4」とあるのは「様式8」と、第3項中「様式6」とあるのは「様式9」と読み替えるものとする。

- 一 団体別内訳表の内容を変更する場合
- 二 各整備計画ごとの基礎額の合計額を変更する場合

第3 社会資本総合整備計画の評価について

【事前評価】

- 1 整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、あらかじめ、次に掲げる事項について、自主的・主体的に検証を行うとともに、交付要綱本編第8第1項の規定に基づいて当該整備計画を国土交通大臣あてに提出するときは、当該検証の結果（以下「事前評価の結果」という。）を当該整備計画に添付するものとする。
 - 一 目標の妥当性
 - 二 整備計画の効果及び効率性
 - 三 整備計画の実現可能性
- 2 前項に規定する地方公共団体等は、交付要綱本編第10第1項の規定により整備計画を公表するときは、インターネットの利用により事前評価の結果を合わせて公表するものとする。

【中間評価及び事後評価】

- 3 整備計画を作成して国土交通大臣に提出した地方公共団体等が交付要綱本編第10第1項の規定に基づき必要に応じて交付期間の中間年度に行う評価（以下「中間評価」という。）の実施時期は、原則、中間年度の終了後とする。また、当該地方公共団体等が同項の規定に基づき交付期間の終了時に行う評価（以下「事後評価」という。）の実施時期は、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。
- 4 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況（社会資本整備総合交付金を効果促進事業に充てた場合にあっては、具体的な事業の内容を含む。）
 - 二 事業効果の発現状況
 - 三 中間評価にあっては評価指標の中間目標値の実現状況、事後評価にあっては評価指標の最終目標値の実現状況
 - 四 今後の方針
- 5 地方公共団体等は、中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。
- 7 交付要綱本編第10第1項の規定に基づく中間評価又は事後評価の結果の

公表は、これを遅滞なく行うとともに、国土交通大臣への報告は、地方整備局等を経由するものとする。

第4 電磁的記録による提出

この通知の規定により提出することとされている申請書等については、社会資本整備総合交付金システムのマニュアルに基づき、それぞれ電磁的記録をもって作成し、この通知に規定する手続に従い、電磁的方法により提出するものとする。

第5 地域公共交通再構築事業の取扱い

交付要綱本編第6第1号イ⑰に規定する地域公共交通再構築事業に係る計画等については、本通知中「地方整備局等」とあるのは「地方運輸局等（沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局運輸部、その他の区域にあっては各地方運輸局交通政策部をいう。）」と読み替えるものとする。

第6 雑則

- 1 交付要綱本編第15第1項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2並びに第3第1項及び第2項の規定は適用せず、また、交付要綱本編第15第2項の規定により、社会資本整備総合交付金の交付を受ける交付対象事業については、第2及び第3の規定は適用しないことができるものとする。
- 2 交付要綱本編第15第2項に規定する従前の補助事業等に関連する通知（以下「旧通知」という。）は、この通知の施行の日に効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会資本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分についてはこの限りでない。
- 3 この通知の施行の際、現に旧通知に基づき行われている事業で、平成21年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧通知は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月26日付け国官会第2318号）
この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け国官会第102号）
この通知は、平成27年4月9日から施行する。ただし、この通知の施行前に作成された整備計画については、平成28年3月31日までの間、第6第5項第6号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成28年4月1日付け国官会第4200号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知の施行前

に作成された整備計画については、平成29年3月31日までの間（平成28年度において費用便益比を算出することができないやむを得ない理由があるときは、平成30年3月31日までの間）、第1第5項第7号の規定に基づき当該整備計画の変更を行うことを要しない。

附 則（平成29年3月31日付け国官会第4399号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け国官会第33号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。ただし、電磁的記録による提出に係る改正については、平成30年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則（令和2年10月14日付け国官会第16607号）

この通知は、令和2年10月15日から施行する。

附 則（令和3年3月30日付け国官会第28956号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月22日付け国官会第16029号）

この通知は、令和5年10月1日から施行する。

地方創生推進交付金制度要綱

平成28年4月20日
府地事第16号
28農振第45号
国総政第1号
環廃対発第1604201号
平成30年6月1日
一部改正
令和3年3月30日
一部改正
令和4年3月25日
一部改正

第1 通則

地方創生推進交付金に関しては、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第1号及び第13条、地域再生法施行令(平成17年政令第151号。以下「令」という。)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)及び法第4条第1項の地域再生基本方針(以下「基本方針」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

なお、本要綱は、法第5条第4項第1号ロ及び第13条の規定を踏まえ、内閣府が、農林水産省、国土交通省、環境省と共に定める。

第2 目的

地方創生推進交付金は、地方公共団体が、法第5条第4項第1号の規定により地域再生計画に記載された、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」という。)に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生(以下「地方創生」という。)に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第3 定義

1 地方創生推進交付金

法第5条第4項第1号及び第13条に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいい、予算科目における地方創生推進交付金(地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号。)第11条に基づく交付金を除く。)及び地方創生整備推進交付金をいう。

2 交付対象者

地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付対象者は、法第4条の3に規定する地方公共団体とする。

第4 地域再生計画

1 地域再生計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする法第5条第1項に規定する地方公共団体（法第5条第4項第1号口の事業にあつては、交付金の交付を受けた都道府県が交付する間接補助を受けて事業を実施しようとする市町村を含む。以下同じ。）は、法第5条第4項第1号に規定する事業（交付金を充てて行うものに限る。）に関する事項を記載した同条第1項の地域再生計画（以下「地域再生計画」という。）を作成（当該事項の追加に伴う変更を含む。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請するものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受ける全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

3) 地域再生計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たり、地方公共団体が自主的な取組として、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、地域再生計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するように努めるものとする。また、真に必要なかつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

2 認定基準

内閣総理大臣は、1 1) の申請があつた地域再生計画のうち法第5条第4項第1号に規定する事業に関する事項の部分について、同条第15項各号に掲げる基準の適用に当たっては、次の判断基準によることとする。

1) 法第5条第15項第1号「地域再生基本方針に適合するものであること」に係る具体的な判断基準

- ・法第5条第4項第1号に規定する「先導的な事業」とは、事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業であることに留意する。

①自立性

事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として継続していくことが可能となる事業であること。

②官民協働

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

③地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

④政策間連携

単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること又は利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行

う事業であること。

⑤デジタル社会の形成への寄与

デジタル技術の事業への活用及びその普及等（デジタル技術の事業への活用を進めるための普及啓発及びその活用を担う人材の育成をいう。）を推進するための取組を行う事業であること。

⑥事業推進主体の形成

事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを持つ人材がその力を発揮できる体制を有した推進主体であることが望ましい。

⑦地域社会を担う人材の育成・確保

事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の育成や確保を目指すものであること。

⑧事業が先導的であると認められるその他の理由

・基本方針の4 3) ③へ a.に定める「法令等を遵守しているものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に係る関係法令等（補助金に係る要綱を含む。以下「関係法令等」という。）に定める基準・規格に適合し、あらかじめ所要の手続を了していること。

・基本方針の4 3) ③へ b.に定める「地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること」の適用に当たり、交付金を充てて行う事業に関して、経済性を勘案して効率的な事業を選定していること。

2) 法第5条第15項第2号「当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること」に係る具体的な判断基準

・地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等により、具体的目標を定めることに努めるなど、当該交付金を充てて行う事業について、地方創生及び地域再生の実現に寄与することを明らかにしていること。

3) 法第5条第15項第3号「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」に係る具体的な判断基準

・関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、事業の実施が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

3 認定地域再生計画の軽微な変更

認定地域再生計画の変更について、次に掲げるものは法第7条第1項の軽微な変更として扱うものとする。

1) 交付金の事業量（法第5条第4項第1号ロの事業にあつては、施設ごとの整備量又は同号ロ（1）から（3）までに規定する事業の種類ごとの事業費）の2割以内の増減

- 2) 交付金を充てて行う法第5条第4項第1号ロの事業の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの

第5 法第5条第4項第1号イの事業に関する実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4に掲げる地域再生計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

2 実施計画の変更

法第5条第4項第1号イの事業に関する交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

第6 交付対象事業

1 法第5条第4項第1号イに規定する事業

- 1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- 2) 移住及び定住の促進に資する事業
- 3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- 4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- 5) 1) から4) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

2 法第5条第4項第1号ロに規定する道・汚水処理施設・港の整備事業

交付金の交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業ごとに定められた施設であって、関係法令等に基づき実施されるものとする。

なお、法第5条第4項第1号ロの事業は、原則として、法第5条第4項第1号イに規定する事業その他の政策効果を高めるソフト事業と連携・組合せするよう努めるものとする。

また、第7の規定による配分計画の作成、第8の規定による交付金予算額の移替え及び第9の規定による交付金の交付に際しては、便宜上、以下の交付金名を用いるものとする。

- | （種 類） | （施設区分） |
|--|---|
| 1) 法第5条第4項第1号ロ（1）
（地方創生道整備推進交付金） | 市町村道、広域農道又は林道 |
| 2) 法第5条第4項第1号ロ（2）
（地方創生汚水処理施設整備
推進交付金） | 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽 |
| 3) 法第5条第4項第1号ロ（3） | 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） |

(地方創生港整備推進交付金)

第二条第二項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設

第7 法第5条第4項第1号ロの事業に関する配分計画の作成

内閣総理大臣は、毎年度、認定地域再生計画に基づき交付金を充てて行う法第5条第4項第1号ロの事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、あらかじめ、令第10条各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業ごとに、同条の規定により交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして配分計画を作成する。

上記の交付金の総額は、第6に規定する法第5条第4項第1号ロ（1）から（3）までに規定する事業及び施設の区分に応じ、関係法令等に従い、認定地域再生計画に記載された施設の整備事業に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、法第8条第1項の認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとする。

第8 法第5条第4項第1号ロの事業に関する交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第7により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、法第5条第4項第1号ロの事業に充てる交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付金の交付

1 法第5条第4項第1号ロの事業に関する交付金の交付に関する事務の簡素化

農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣は、地方公共団体に対する統一的な窓口を設けるほか、交付申請に係る様式の統一化など地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図りつつ、第8により移し替えられた法第5条第4項第1号ロの事業に充てる交付金の交付を行うものとする。

2 交付金の交付事務

交付金の交付事務は、法第13条第3項に基づき交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第10 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね5箇年度以内とする。

第11 効果の検証

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況につ

いて、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

第 12 認定地域再生計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、当該事業に関する毎年度の達成状況等の検証のほか、自主的な取組として認定地域再生計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、計画期間内において中間評価を行うよう努めるものとする。
- 2 中間評価の実施時期は、原則、計画期間の中間年度の終了後とする。
- 3 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ・ 交付金を充てた事業の進捗状況
 - ・ 中間評価にあつては認定地域再生計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあつては認定地域再生計画の目標値等の実現状況
 - ・ 今後の方針等
- 4 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定地域再生計画の見直しを行うものとする。
- 5 地方公共団体は、認定地域再生計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができる。

第 13 重要業績評価指標の検証状況及び認定地域再生計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第 11 による検証の結果及び第 12 による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

第 14 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地域再生計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第 15 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付け府地事第 184 号、2 農振第 3094 号、国総政第 35 号、環循適発第 2103251 号）

この通知は、地域再生法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 72 号）の施行の日（令和 3 年 4 月 1 日）から施行する。

農山漁村地域整備交付金実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2378 号

第 1 目的

我が国の農林水産業は、所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面している。その一方で、農山漁村地域においては、近年の集中豪雨等による湛水被害の頻発化や、昨今の高潮・津波による被害の増大、更なる大規模地震やそれによる津波の発生が懸念されるなど、これまで以上に自然災害への対策が必要となっている。

このような状況の中、地域社会の核である農山漁村を守るためには、構造改革を進めながら、農林水産業の高付加価値化等を図り、競争力ある「攻めの農林水産業」を展開していくとともに、国土強靱化の観点から、一層の防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。

そのためには、農業水利施設、漁港施設や海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策、山地災害対策等の農山漁村の防災・減災対策、水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備や森林・林業の再生等の地域活性化のための取組を、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、推進することが重要である。

このため、都道府県又は市町村が農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備等を実施するための農山漁村地域整備交付金制度を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資するものとする。

第 2 農山漁村地域整備交付金の対象

1 交付対象事業

(1) 農山漁村地域整備交付金は、(2)に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が都道府県又は市町村に対して交付する交付金をいう。

(2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、畜産局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。

① 基幹事業

ア 農業農村基盤整備事業

- (ア) 農地整備
- (イ) 水利施設整備
- (ウ) 農地防災
- (エ) 農村整備
- (オ) 農業用水保全の森づくり事業

イ 森林基盤整備事業

- (ア) 森林整備事業
- (イ) 治山事業

- ウ 水産基盤整備事業
 - (ア) 水産物供給基盤整備事業
 - (イ) 漁場保全の森づくり事業
 - (ウ) 漁港漁村環境整備事業
 - a 漁業集落環境整備事業
 - b 漁港環境整備事業
 - c 漁村再生交付金事業
- エ 海岸保全施設整備事業
 - (ア) 海岸保全施設整備事業
 - a 海岸保全施設整備事業
 - b 津波・高潮危機管理対策事業
 - c 海岸環境整備事業
- オ 盛土緊急対策事業
 - (ア) 盛土による災害防止のための調査事業
 - (イ) 盛土緊急対策事業
- ② 効果促進事業

2 事業実施主体及び要件

(1) 事業実施主体

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 要件

1の(2)に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、以下の要件を満たすものとする。

- ① 沖縄県において実施されるものでないこと。
- ② 1の(2)の②に掲げる効果促進事業に係る事業費が、第3の農山漁村地域整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を超えるものでないこと。
- ③ 農村振興局長等が別に定める実施要件を満たすものであること。

3 交付期間

農山漁村地域整備交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、農山漁村地域整備交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3年から5年までとする。

第3 農山漁村地域整備計画

1 整備計画の記載内容及び提出

農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。また、市町村長は、当該整備計画を都道府県知事に提出するとともに、都道府県知事は、当該整備計画を自ら策定したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するも

のとする。

- (1) 整備計画の名称
- (2) 整備計画の目標
- (3) 整備計画の期間
- (4) 整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (5) 整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費
- (6) 基幹事業（別紙に定めるものに限る。）の費用対効果
- (7) 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項
- (8) その他必要な事項

2 整備計画の内容確認及び受理

農林水産大臣は、1の整備計画の提出を受けた場合には、当該整備計画内容を確認の上、受理するものとする。

3 整備計画の変更等

- (1) 計画主体が、農山漁村地域整備交付金を充てて1の整備計画に記載のある交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は1の整備計画について農村振興局長等が別に定める変更を行うときは、新たな整備計画又は変更後の整備計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 2の規定は、(1)の場合において準用する。

第4 助成

国は、第3の整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより、都道府県又は市町村に対し、毎年度、予算の範囲内で農山漁村地域整備交付金を交付するものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

- 1 計画主体は、整備計画の農林水産大臣への提出前に、農村振興局長等が別に定める事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。
- 2 交付期間の終了後速やかに、農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて交付期間内において、中間評価を行うことができる。
- 3 農林水産大臣は2の報告を受けたときには計画主体に対し、必要な助言を行うことができる。

第6 交付金交付決定前の着手

事業実施主体は、交付金交付決定前に交付対象事業に着手する必要がある場合には、農村振興局長等が別に定めるところにより、その理由を記載した農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届を農林水産大臣に提出するものとする。

第7 監督等

- 1 事業実施主体が都道府県である場合にあつては、国は当該都道府県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあつては、国及び都道府県は当該市町村に対し、都道府県又は市町村が補助する農林漁業団体等が事業実施主体である場合にあつては、都道府県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国は事業実施主体に対し、農村振興局長等が別に定めるところにより、その施行する交付対象事業に係る実施要件確認に必要な資料の提出を求めるものとする。

第8 委任

- 1 農山漁村地域整備交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによる。
- 2 農山漁村地域整備交付金の実施において、この要綱に基づき、地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1に定める事業を実施する場合、農村振興局長等が別に定めるところにより実施するものとする。

第9 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱第16に基づき、農林水産大臣が確認し、受理した農山漁村地域自主戦略整備計画は、第3の2の規定により受理された整備計画とみなすことができる。
- 2 農山漁村地域整備交付金において、平成25年2月26日より前に地域自主戦略交付金交付要綱に基づき実施していた事業であつて、同日以降農山漁村地域整備交付金を充てて事業を実施するものについては、農山漁村地域整備交付金に移行されたものとみなすこととし、その取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例によるものとする。

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 第2の1の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成24年度補正予算（第1号）を充てて行う場合は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議

決定)」の3つの重点分野のうち、「復興・防災対策」又は「暮らしの安心・地域活性化」の分野に該当し、かつ、緊急的に必要とされる内容に限って実施するものとする。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、平成 29 年度以降に着手する事業に適用し、平成 28 年度以前に着手した事業については、なお従前の例による。ただし、別紙に定める事業に平成 29 年度以降に着手する場合であって、費用対効果を算出することができないやむを得ない理由がある場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、費用対効果を整備計画に記載しないことができる。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成 30 年度補正予算（第 2 号）を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、平成 31 年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。
- 3 この通知による改正規定は、平成 31 年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成 30 年度以前の歳出予算に係る国の交付で平成 30 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前のおりとする。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第 1 号）を充てて行う場合は、「水害対策を中心とした防災・減災、国土強靱化の更なる強力な推進（安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」のために必要な事業に限って実施する。
- 3 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和元年度補正予算（第 1 号）を充

てて行う場合は、「総合的な TPP等関連政策大綱」（令和元年 12 月 5 日 TPP等総合対策本部決定）に基づく中山間地域における基盤整備のために必要な事業に限って実施する。

- 4 上記附則第 2 及び第 3 の事業については、それぞれの予算の範囲内で実施するものとする。

附則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 の 1 の(2)の交付対象事業の実施に当たり、令和 2 年度当初予算の臨時・特別の措置を充てて行う場合は、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）」の達成目標を達成するために必要な事業に限って実施するものとする。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

費用対効果を記載する基幹事業

実施要綱第3の1の(6)の規定に基づき費用対効果を整備計画に記載する基幹事業は、次の①及び②に掲げる地区において実施する事業のうち、下表に定める事業とする。

なお、既に地方公共団体において費用対効果を算出している場合は、その値を記載することができる。

- ① 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業を除く。）にあつては、土地改良法（昭和24年法律第195号）又は農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長・21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21林整計第336号林野庁長官・21水港第2724号水産庁長官通知）に定めるところにより、費用対効果を算出する地区。
- ② 農業農村基盤整備事業（農業用水保全の森づくり事業に限る。）、森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業にあつては、総事業費が10億円以上の地区。

基幹事業名	備考
農業農村基盤整備事業	
農地整備	
水利施設整備	
農地防災	農地防災事業にあつては、農村振興局長が別に定めるものに限る。
農村整備	農業集落排水事業のうち、調査及び計画の策定、機能診断調査及び最適整備構想の策定を除く。
農業用水保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち森林環境教育促進整備を除く。
森林基盤整備事業	
森林整備事業	1. 共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。 2. 林道点検診断・保全整備事業を除く。
治山事業	1. 予防治山のうち、山地災害危険地区の調査を除く。 2. 機能強化・老朽化対策を除く。

水産基盤整備事業	
水産物供給基盤整備事業	
漁場保全の森づくり事業	共生環境整備事業のうち、森林環境教育促進整備を除く。
漁港漁村環境整備事業	
・漁業集落環境整備事業	機能診断及び機能保全計画の策定・保全工事、防災対策に必要な施設整備を除く。
・漁港環境整備事業	
・漁村再生交付金事業	
海岸保全施設整備事業	
海岸保全施設整備事業	
・海岸保全施設整備事業	
・海岸環境整備事業	放置座礁船の処理を除く。

農山漁村地域整備交付金実施要領

平成 22 年 4 月 1 日
21 生畜第 2045 号
21 農振第 2454 号
21 林整計第 336 号
21 水港第 2724 号

(最終改正) 令和 6 年 4 月 1 日
5 畜産第 2942 号
5 農振第 3087 号
5 林整計第 1056 号
5 水港第 3035 号

第 1 趣旨

農山漁村地域整備交付金の実施については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(1) 農業農村基盤整備事業

① 農地整備

別紙 1-1 及び別紙 1-2 に定めるところにより、農地の大区画化・汎用化等の整備、飼料生産の基盤整備、実施計画の策定等を行う事業をいう。

② 水利施設整備

別紙 2 に定めるところにより、農業用排水施設の整備等を行う事業をいう。

③ 農地防災

別紙 3-1 及び別紙 3-2 に定めるところにより、農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業をいう。

④ 農村整備

別紙 4-1 及び別紙 4-2 に定めるところにより、農業農村の活性化を目的として農業生産基盤や農村生活環境等のきめ細やかな整備を行う事業をいう。

⑤ 農業用水保全の森づくり事業

別紙 5 に定めるところにより、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給や土砂流入の軽減を図るため、水源地域における森林整備等を行う事業をいう。

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙 6 に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村

の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

② 治山事業

別紙7に定めるところにより、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防対策等を行う事業をいう。

(3) 水産基盤整備事業

① 水産物供給基盤整備事業

別紙8に定めるところにより、地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場等の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図るための整備を行うもの。

② 漁場保全の森づくり事業

別紙9に定めるところにより、磯焼けや土砂流出等により悪化している漁場環境を改善するため、荒廃した防災林の整備や上流域における森林整備等を行う事業をいう。

③ 漁港漁村環境整備事業

ア 漁業集落環境整備事業

別紙10に定めるところにより、水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業をいう。

イ 漁港環境整備事業

別紙10に定めるところにより、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業をいう。

ウ 漁村再生交付金事業

別紙10に定めるところにより、地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業をいう。

(4) 海岸保全施設整備事業

① 海岸保全施設整備事業

ア 海岸保全施設整備事業

別紙11に定めるところにより、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業をいう。

イ 津波・高潮危機管理対策事業

別紙11に定めるところにより、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業をいう。

ウ 海岸環境整備事業

別紙11に定めるところにより、国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う事業をいう。

(5) 盛土緊急対策事業

① 盛土による災害防止のための調査事業

別紙 12-1 に定めるところにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業をいう。

② 盛土緊急対策事業

別紙 12-2 に定めるところにより、以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等を行う事業をいう。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和 3 年 8 月 11 日付け 3 農振第 1295 号・3 林整治第 722 号・国総公第 80 号・国都安第 29 号国都計 68 号・国水砂第 167 号・環自国発第 2108112 号・環循規発第 2108113 号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

2 効果促進事業

別紙 13 に定めるところにより、農山漁村地域整備計画（以下「整備計画」という。）の目標を達成するため、1 に掲げる基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業をいう。ただし、事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業でないこと。

第 3 農山漁村地域整備計画

1 農山漁村地域整備計画の関係者との調整

整備計画の策定に当たっては、交付対象事業の事業実施主体その他関係機関と十分に調整を図るものとする。

2 整備計画の様式

整備計画の提出に当たっての様式は、別記参考様式第 1 号を参考とするものとする。

3 提出様式

整備計画の提出は、別記参考様式第 2 号を参考とするものとする。

4 整備計画作成の留意事項

整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 整備計画の目標は、整備計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標とすること。

(2) 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(3) 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

(4) 都道府県等が作成する農業振興地域整備計画、地域森林計画、圏域総合水産基盤整

備事業計画、海岸保全基本計画及び国土強靱化地域計画等の関連する計画との整合を図ること。

(5) 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること。

(6) 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること。

5 整備計画の提出

実施要綱第3の1の整備計画の提出に当たっては、事業実施の前年度3月末日までに提出するものとする。前年度から整備計画の変更等がない場合であっても同様の扱いとし、新たな整備計画又は変更後の整備計画については、その都度提出するものとする。

6 整備計画の変更

実施要綱第3の3の農村振興局長等が別に定める変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備計画の廃止
- (2) 整備計画の期間の変更
- (3) 整備計画の目標の変更
- (4) 交付対象事業の全体事業費の変更
- (5) 交付対象事業の新設又は廃止

第4 助成

実施要綱第4の国の交付の対象となる経費は交付対象事業ごとに別紙1-1から別紙12-2までに定めるものとする。

第5 農山漁村地域整備計画の評価

1 実施要綱第5の1の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 目標の妥当性
- (2) 整備計画の効果・効率性
- (3) 整備計画の実現可能性

2 実施要綱第5の2の農村振興局長等が別に定める整備計画の目標の実現状況等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付対象事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 成果目標の目標値の実現状況
- (4) 今後の方針

3 実施要綱第5の2の計画主体が整備計画の実現状況等について評価を行うに当たり、透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は計画主体独自の評価制度を活用することができる。なお、評価を行うに当たっては、事業の成果を地域住民に対してより分かりやすく示すよう留意する。

第6 交付金交付決定前の着手

- 1 実施要綱第6の農村振興局長等が別に定める事項は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合に限って行うことができるものとする。
 - (2) 事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
 - (3) 農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届の提出に当たっての様式は、別記参考様式第3号を参考とするものとする。

第7 監督等

実施要綱第7の2の農村振興局長等が別に定める実施要件確認に必要な資料の種類、当該資料の国への提出手順等は、別紙1-1から別紙12-2までに定めるとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長、22農振第2216号農林水産省農村振興局長、22林整第359号林野庁長官、22水港第2429号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成23年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成22年度の歳出予算に係る国の交付で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長、23農振第2611号農林水産省農村振興局長、23林整計第345号林野庁長官、23水港第3034号水産庁長官通知）による改正後の第5の規定については、平成24年度以降の予算に係る国の交付について適用し、平成23年度の歳出予算に係る国の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前のとおりとする。

附則

- 1 この通知は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 農山漁村地域整備交付金交付要綱の一部改正について（平成25年2月26日付け24農振第2103号農林水産事務次官依命通知）による改正後の規定については、平成24年度補正予算（第1号）以降の予算に係る国の交付について適用する。

附則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則 この通知は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附則 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この通知は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙 1－1 運用 1 の第 11 の 2、別紙 1－1 運用 2 の第 11 の 12、別紙 1－1 運用 4 の第 3 の 7、別紙 2 運用 1 の第 7 の 3 (8)、別紙 2 運用 2 の第 9 の 4、別紙 2 運用 3 の第 9、別紙 2 運用 4 の第 8、別紙 2 運用 5 の第 8、別紙 3－1 運用 1 の第 6 の 6、別紙 4－1 運用 1 の第 11 の 3、別紙 4－1 運用 3 の第 2 の 5 及び別紙 4－1 運用 4 の第 2 の 3 の (2) の改正規定については、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙 1－1 運用 1 の第 1 の 3 (5) 及び運用 2 の第 9 の 2 (1) イ並びに別紙 2 運用 2 の第 1 の 3 (5) に規定されている中心経営体については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附則 この通知は、令和6年4月1日から施行する。

農山漁村地域整備計画

計画の名称									
計画策定主体									
対象市町村									
計画の期間									
計画の目標									
定量的指標									
対象事業									
事業名			事業実施主体	関係市町村	計画期間内の事業内容 (工種及び数量)	工期	計画期間内の総事業費	費用対効果	備考
	事業型	事業箇所名 (地区名)							
〇〇事業①									
効果促進事業									
〇〇事業②									
.....									
.....									
合計 (全体事業費)									

別記参考様式第 2 号

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

〔 農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※ 1

都道府県知事名
市町村長名

農山漁村地域整備計画の提出

農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 の規定により、別紙※ 2 のとおり農山漁村地域整備計画を提出します。

※ 1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長）を經由することができる。

※ 2 別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 の 1 に基づき策定される農山漁村地域整備計画（別記参考様式第 1 号）

農林水産大臣 殿

〔 農林水産省地方農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由 〕 ※1

事業実施主体の長※2

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第6の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

※1 提出にあたり、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長）を経由することができる。

※2 提出にあたり、事業実施主体の長が都道府知事又は市町村長以外の場合、交付主体（都道府県知事又は市町村長）を経由しなければならない。

別紙

- 1 農山漁村地域整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業実施主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別紙一覧表

別紙	1	- 1	農地整備に係る運用
別紙	1	- 2	農地整備に係る取扱い
別紙	2		水利施設整備に係る運用
別紙	3	- 1	農地防災に係る運用
別紙	3	- 2	農地防災に係る取扱い
別紙	4	- 1	農村整備に係る運用
別紙	4	- 2	農村整備に係る取扱い
別紙	5		農業用水保全の森づくり事業に係る運用
別紙	6		森林整備事業に係る運用
別紙	7		治山事業に係る運用
別紙	8		水産物供給基盤整備事業に係る運用
別紙	9		漁場保全の森づくり事業に係る運用
別紙	10		漁港漁村環境整備事業に係る運用
別紙	11		海岸保全施設整備事業に係る運用
別紙	12	- 1	盛土による災害防止のための調査事業に係る運用
別紙	12	- 2	盛土緊急対策事業に係る運用
別紙	13		効果促進事業に係る運用